

新しい第三者評価基準について(平成 26 年度改正、平成 27 年度より適用)

社会的養護関係施設における第三者評価については、平成 24 年度より 3 ヶ年に 1 回以上の受審および結果の公表が義務づけられ、平成 26 年度には既に全ての施設が 1 回の受審を終えました。この第三者評価の「基準」については、概ね 3 年ごとに定期的に見直しをすることとされており、平成 26 年度改正により、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名の関係通知が平成 27 年 2 月に発出されました。(雇児発 0217 第 6 号社援発 0217 第 44 号平成 27 年 2 月 17 日)

新基準は平成 27 年度受審分からの適用となります。

母子生活支援施設運営指針もしくは運営ハンドブックと第三者評価の評価項目を比較した『「施設運営指針」と「第三者評価基準」(関係対比表)』を掲載しますのでご活用ください。

詳しくは、全社協ホームページ「福祉サービス第三者評価事業」をご参照ください。

<http://shakyo-hyouka.net/>

「施設運営指針」と「第三者評価基準」(関係対比表)

	施設運営指針		第三者評価基準	
	番号	本文	番号	(評価細目)
1 支援	支援の基本	1-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う。	A⑩ A-2-(1)-①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
	入所初期の支援	2-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行う。	A⑪ A-2-(2)-①	入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。
		2-② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行う。		
	母親への日常生活支援	3-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行う。	A⑫ A-2-(3)-①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
		3-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援する。	A⑬ A-2-(3)-②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。
		3-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行う。	A⑭ A-2-(3)-③	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
	子どものへの支援	4-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行う。	A⑮ A-2-(4)-①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
		4-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。	A⑯ A-2-(4)-②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
		4-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援する。	A⑰ A-2-(4)-③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。
		4-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行う。	A⑱ A-2-(4)-④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
DV被害からの回避・回復	5-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備する。	A⑲ A-2-(5)-①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	
	5-② 母親と子どもの安全確保のためにDV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行う。	A⑳ A-2-(5)-②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	

	施設運営指針		第三者評価基準	
	番号	本文	番号	(評価細目)
	5-③	母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備する。	A⑳ A-2-(5)-② に統合	
	5-④	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援する。	A㉑ A-2-(5)-③	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
子ども虐待への対応	6-①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援する。	A㉒ A-2-(6)-①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。
	6-②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行う。	A㉓ A-2-(6)-②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。
家族関係への支援	7-①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行う。	A㉔ A-2-(7)-①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	8-①	障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携する。	A㉕ A-2-(8)-①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
主体性を尊重した日常生活	9-①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行う。	A㉖ A-1-(5)-①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
	9-②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施する。	A㉗ A-1-(5)-②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。
就労支援	10-①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行う。	A㉘ A-2-(9)-①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
	10-②	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行う。	A㉙ A-2-(9)-②	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。
支援の継続性とアフターケア	11-①	施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。	32 III-1-(2)-③	措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。
	11-②	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行う。	A㉚ A-1-(6)-①	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

	施設運営指針		第三者評価基準		
	番号	本文	番号	(評価細目)	
2 自立支援計画、記録	1-① 1-② 1-③	母親と子どもの心身の状況や、生活状況を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親や子どもの個々の課題を具体的に明示する。	42 Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	
		アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し実際に機能させる。	42 Ⅲ-2-(2)-①	に統合	
		自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。	43 Ⅲ-2-(2)-②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	
	母親と子どもの支援に関する適切な記録	2-①	母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。	44 Ⅲ-2-(3)-①	母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。
		2-②	母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。	45 Ⅲ-2-(3)-②	母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。
		2-③	母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。	44 Ⅲ-2-(3)-①	に統合
		2-④	日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行う。	44 Ⅲ-2-(3)-①	で読む
	3 権利擁護	1-① 1-② 1-③ 1-④	母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行う。	28 Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。
社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。			A① A-1-(1)-①	社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	
母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。			29 Ⅲ-1-(1)-②	母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	
母親と子どもの思想や信教の自由を保障する。			A⑤ A-1-(3)-①	母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	
子どもの意向への配慮		2-①	母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行う。	33 Ⅲ-1-(3)-①	母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
		2-②	母親や子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。	A⑥ A-1-(4)-①	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

	施設運営指針		第三者評価基準	
	番号	本文	番号	(評価細目)
	2-③	施設が行う援助について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択(自己決定)できるよう支援する。	A⑥ A-1-(4)-①	に統合
入所時の説明等	3-①	母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。	30 III-1-(2)-①	母親と子どもに対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。
	3-②	入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、母親と子ども等にわかりやすく説明する。	31 III-1-(2)-②	養育・支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。
子どもが意見や苦情を述べやすい環境	4-①	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行う。	34 III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
	4-②	苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。	35 III-1-(4)-②	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。
	4-③	母親と子どもからの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。	36 III-1-(4)-③	母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。
権利侵害への対応	5-①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかわりが起こらないよう権利侵害を防止する。	A② A-1-(2)-①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかわりが起こらないよう権利侵害を防止している
	5-②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底する。	A③ A-1-(2)-②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
	5-③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかわりの防止と早期発見に取り組む。	A④ A-1-(2)-③	母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
4 事故防止と安全対策	1-①	事故、感染症の発生時などの緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。	38 III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
	1-②	災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行う。	39 III-1-(5)-③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	1-③	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うなど、安全確保のためのリスクを把握し対策を実施する。	37 III-1-(5)-①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
	1-④	十分な夜間管理の体制を整備する。	39 III-1-(5)-③	で読む

		施設運営指針		第三者評価基準	
		番号	本文	番号	(評価細目)
5 関係機関等の連携 ・ 地域との交流 ・ 地域支援	関係機関等の連携	1-①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所等の関係機関や団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。	25 II-4-(2)-①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
		1-②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。		
	地域との交流	2-①	母親や子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。	23 II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
		2-②	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。	26 II-4-(3)-①	施設が有する機能を地域に還元している。
		2-③	ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。	24 II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。
	地域支援	3-①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行う。	27 II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。
		3-②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。		
	6 職員の質の向上に向けた体制の確立 ・ 職員の資質向上	職員の質の向上に向けた体制の確立	1-①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。	18 II-2-(3)-②
1-②			職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。	19 II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。
1-③			定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。	17 II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。
1-④			スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図る。	A②A-2-(10)-①	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

		施設運営指針		第三者評価基準	
		番号	本文	番号	(評価細目)
7 施設 の 運営	運営理念、基本方針の確立と周知	1-①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。	1 I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
		1-②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。		
		1-③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。		
		1-④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。		
中・長期的なビジョンと計画の策定		2-①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。	4 I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
		2-②	各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。	5 I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
		2-③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。	6 I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
		2-④	事業計画を職員に配布、説明して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行う。		
		2-⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。	7 I-3-(2)-②	事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。
施設長の責任とリーダーシップ		3-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。	10 II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。
		3-②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。	11 II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。
		3-③	③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。	12 II-1-(2)-①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。
		3-④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。	13 II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

	施設運営指針		第三者評価基準	
	番号	本文	番号	(評価細目)
経営状況の把握	4-①	施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。	2 I-2-(1)-①	施設経営を取りまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	4-②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。	3 I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
	4-③	③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。	21 II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
			22 II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
人事管理の体制整備	5-①	施設が目標とする支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。	14 II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
	5-②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。	15 II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。
	5-③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。	16 II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
	5-④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。		
実習生の受入れ	6-①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。	20 II-2-(4)-①	実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
標準的な実施方法の確立	7-①	支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。	40 III-2-(1)-①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。
	7-②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。	41 III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。
評価と改善の取組	8-①	施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。	8 I-4-(1)-①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	8-②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。	9 I-4-(1)-②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。